イ　運動器リハビリテーション料⑴（１単位）
⑴　理学療法士による場合　111点
⑵　作業療法士による場合　111点
⑶　医師による場合　111点
ロ　運動器リハビリテーション料⑵（１単位）
⑴　理学療法士による場合　102点
⑵　作業療法士による場合　102点
⑶　医師による場合　102点
ハ　運動器リハビリテーション料⑶（１単位）
⑴　理学療法士による場合　51点
⑵　作業療法士による場合　51点
⑶　医師による場合　51点
⑷　⑴から⑶まで以外の場合　51点

８　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該保険医療機関における診療報酬の請求状況、診療の内容に関するデータを継続して厚生労働省に提出している場合であって、注１本文に規定する別に厚生労働大臣が定める患者であって入院中の患者以外のものに対してリハビリテーションを行った場合は、リハビリテーションデータ提出加算として、月１回に限り50点を所定点数に加算する。

９　１から３まで及び注７にかかわらず、特定の患者に離床を伴わずに20分以上個別療法であるリハビリテーションを行った場合は、所定点数の100分の90に相当する点数により算定する。この場合、通則第４号にかかわらず、患者１人につき１日２単位まで算定する。

Ｈ００３　呼吸器リハビリテーション料

１　呼吸器リハビリテーション料⑴（１単位）
イ　理学療法士による場合　175点
ロ　作業療法士による場合　175点
ハ　言語聴覚士による場合　175点
ニ　医師による場合　175点

２　呼吸器リハビリテーション料⑵（１単位）
イ　理学療法士による場合　85点
ロ　作業療法士による場合　85点
ハ　言語聴覚士による場合　85点
ニ　医師による場合　85点

注１　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める患者に対して個別療法であるリハビリテーションを行った場合に、当該基準に係る区分に従って、治療開始日から起算して90日を限度として所定点数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める患者について、治療を継続することにより状態の改善が期待できると医学的に判断される場合その他の別に厚生労働大臣が定める場合には、90日を超えて所定点数を算定することができる。

２　注１本文に規定する別に厚生労働大臣が定める患者であって入院中のものに対してリハビリテーションを行った場合は、入院した日から起算して14日を限度として、早期リハビリテーション加算として、１単位につき60点（入院した日から起算して４日目以降は１単位につき25点）を所定点数に加算する。ただし、他の保険医療機関から転院してきた患者については、転院前の保険医療機関に入院した日を起算日とする。

３　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、注１本文に規定する別に厚生労働大臣が定める患者であって入院中のものに対してリハビリテーションを行った場合は、発症、手術若しくは急性増悪から７日目又は治療開始日のいずれか早いものから起算して14日を限度として、初期加算として、１単位につき45点を更に所定点数に加算する。

４　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、注１本文に規定する別に厚生労働大臣が定める患者（入院中のものに限る。）であって、リハビリテーションを実施する日において別に厚生労働大臣が定める患者であるものに対してリハビリテーションを行った場合は、発症、手術又は急性増悪から７日目又は治療開始日のいずれか早いものから起算して14日を限度として、急性期リハビリテーション加算として、１単位につき50点を更に所定点数に加算する。

５　注１本文に規定する別に厚生労働大臣が定める患者であって入院中のものに対して、休日にリハビリテーションを行った場合は、発症、手術若しくは急性増悪から７日目又は治療開始日のいずれか早いものから起算して30日目までを限度として、休日リハビリテーション加算として、１単位につき25点を所定点数に加算する。

６　注１本文の規定にかかわらず、注１本文に規定する別に厚生労働大臣が定める患者に対して、必要があって治療開始日から90日を超えてリハビリテーションを行った場合は、１月13単位に限り算定できるものとする。

７　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該保険医療機関における診療報酬の請求状況、診療の内容に関するデータを継続して厚生労働省に提出している場合であって、注１本文に規定する別に厚生労働大臣が定める患者であって入院中の患者以外のものに対してリハビリテーションを行った場合は、リハビリテーションデータ提出加算として、月１回に限り50点を所定点数に加算する。

８　１及び２について、イからニまでにかかわらず、特定の患者に離床を伴わずに20分以上個別療法であるリハビリテーションを行った場合は、所定点数の100分の90に相当する点数により算定する。この場合、通則第４号にかかわらず、患者１人につき１日２単位まで算定する。

Ｈ００３－２　リハビリテーション総合計画評価料

１　リハビリテーション総合計画評価料１
イ　初回の場合　300点
ロ　２回目以降の場合　240点

２　リハビリテーション総合計画評価料２
イ　初回の場合　240点
ロ　２回目以降の場合　196点

注１　１について、心大血管疾患リハビリテーション料⑴、脳血管疾患等リハビリテーション料⑴、脳血管疾患等リハビリテーション料⑵、廃用症候群リハビリテーション料⑴、廃用症候群リハビリテーション料⑵、運動器リハビリテーション料⑴、運動器リハビリテーション料⑵、呼吸器リハビリテーション料⑴、がん患者リハビリテーション料又は認知症患者リハビリテーション料に係る別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届出を行った保険医療機関において、医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の多職種が共同してリハビリテーション計画を策定し、当該計画に基づき心大血管疾患リハビリテーション料、呼吸器リハビリテーション料、がん患者リハビリテーション料若しくは認知症患者リハビリテーション料を算定すべきリハビリテーションを行った場合又は介護リハビリテーションの利用を予定している患者以外の患者に対し、脳血管疾患等リハビリテーション料、廃用症候群リハビリテーション料又は運動器リハビリテーション料を算定すべきリハビリテーションを行った場合に、患者１人につき１月に１回に限り算定する。

２　２について、脳血管疾患等リハビリテーション料⑴、脳血管疾患等リハビリテーション料⑵、廃用症候群リハビリテーション料⑴、廃用症候群リハビリテーション料⑵、運動器リハビリテーション料⑴又は運動器リハビリテーション料